

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年6月1日から適用する。
- 2 改正前の東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。